

## 5 職員会議に関する規定

(趣旨)

- 第1条 この規定は、沖縄県立学校管理規則第61条に基づき、職員会議について定めるものとする。
- 2 校長は、その職務を補助させるため、職員会議を置く。
  - 3 職員会議は、校長が主宰する。

(校長が定める事項)

- 第2条 校長は、必要な事項を第3条以下に定める。

(開催回数)

- 第3条 職員会議は月1回を原則とし、校長が認めるときは、その限りではない。
- 2 簡易な議題で緊急を要する議案については、職員朝礼で行う。

(招集)

- 第4条 通常職員会議は、第4週もしくは第5週に行う。但し、必要がある場合には、適宜  
臨  
時に開くことができる。

(運営)

- 第5条 職員会議の運営にあたっては、次のとおりとする。
- 2 職員会議の司会は、原則として輪番で正副クラス担任が行う。
  - 3 職員会議の出席確認及び会議録の記録は司会で行う。

(会議録の保管)

- 第6条 会議録は、校長の決済を受け、教務が保管する。

附則 この内規は、平成15年8月29日より施行する。